

議案第 14 号

市川市アイ・リンクセンターの設置及び管理に関する条例の制定  
について

市川市アイ・リンクセンターの設置及び管理に関する条例を次のように定める。

平成 20 年 9 月 5 日提出

市川市長 千葉 光 行

市川市条例第 号

市川市アイ・リンクセンターの設置及び管理に関する条例

(設置)

第 1 条 本市は、市民相互の交流及び市民福祉の増進を図るため、アイ・リンクセンター（以下「センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 市川市アイ・リンクセンター

位置 市川市市川南 1 丁目 1 番 1 号

(使用することができるもの)

第 3 条 センターを使用することができるものは、本市に住所を有し、勤務し、又は通学する者及びこれらの者で構成される団体とする。ただし、市長が適当と認めるものは、この限りでない。

(使用の許可)

第 4 条 センターを使用しようとするものは、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前項の許可をし

ないことができる。

- (1) センターを使用しようとするものが公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) センターを使用しようとするものがセンターの施設又は附属設備(以下「施設等」という。)を壊し、汚し、又は失わせるおそれがあるとき。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(第9条第6号において「暴力団」という。)の利益になるとき。
- (4) その他センターの管理運営上支障を生ずるおそれがあるとき。

(使用料)

第5条 前条第1項の許可を受け、センターを使用するもの(以下「使用者」という。)は、市川市使用料条例(平成11年条例第39号)に定める使用料を納めなければならない。

(開所時間)

第6条 センターの開所時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(休所日)

第7条 センターの休所日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休所日を設けることができる。

- (1) 毎月の第4日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (3) 1月2日及び同月3日
- (4) 12月29日から同月31日まで

(使用権の譲渡等の禁止)

第8条 使用者は、センターを使用する権利を他に譲渡し、又は転貸してはならない。

(使用の停止等)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、センターの

使用を停止し、使用の許可を取り消し、又は退所を命ずることができる。

- (1) 使用者が公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 使用者が施設等を壊し、汚し、又は失わせるおそれがあるとき。
- (3) 使用者が使用の目的に違反したとき。
- (4) 使用者が使用の許可に際して付された条件に違反したとき。
- (5) 使用者がこの条例又はこれに基づく規則に違反したとき。
- (6) 暴力団の利益になるとき。
- (7) その他センターの管理運営上支障があるとき。

(入所の制限等)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、センターを利用するもの(以下「利用者」という。)に対し、入所を禁じ、又は退所を命ずることができる。

- (1) 利用者が公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 利用者が施設等を壊し、汚し、又は失わせるおそれがあるとき。
- (3) その他センターの管理運営上支障を生ずるおそれがあるとき。

(意見聴取)

第11条 市長は、必要があると認めるときは、第4条第2項第3号又は第9条第6号に該当するかどうかについて、千葉県市川警察署長の意見を聴くことができる。

(損害賠償)

第12条 施設等を壊し、汚し、又は失わせたものは、速やかに、原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

## 理 由

市民相互の交流等を目的としてアイ・リンクセンターを開設することに伴い、その設置及び管理について定める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。